

早島町分別収集計画

令和7年10月1日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

早島町一般廃棄物埋立処分地の残余容量はまだ余裕はあるものの、永年に利用できるものでもなく、年々減少しているのは確かである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみ減量化を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれ役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、循環型の廃棄物処理をより具体化するとともに一般廃棄物の量を減少させ、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- 廃棄物の適正処理の推進と地域環境の保全
- 再生商品の利用促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改

定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	534 t	540 t	547 t	553 t	560 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、チラシ等を作成し啓発活動を行いながら、町民、事業者のごみ処理に対する意識高揚を図り推進していく。

また、早島町ごみ減量化推進協議会を主として、普及啓発活動を促進するとともに、容器包装廃棄物の4Rを推進する。

○ 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場で副読本等を活用した環境教育、学校教育の課外授業、ごみ減量化推進委員の協力によるリサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、温室効果ガス削減、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

○ 過剰包装の抑制

早島町ごみ減量化、資源化協力店での包装の簡素化等啓発、指導を行い小売包装の抑制を行う。

○ 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

○ リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

○ その他

容器包装廃棄物排出抑制のための具体的方策は、表2に示すとおりである。今後もこれらの方策を継続していくものとする。

表2 容器包装廃棄物排出抑制のための方策

施策事項	内容
町指定ごみ袋の有料化、一般廃棄物自己搬入有料化	燃やせるごみ、及び燃やせないごみの有料化を徹底することにより、容器包装廃棄物が、資源ごみとして排出されるよう促し、資源のリサイクルを推進していく。
空き缶回収機の設置	町内の要所（現在2か所）に空き缶回収機を設置。リサイクル教育や空き缶のポイ捨て減少と環境美化の意識づけを行う。
リサイクルステーションの設置	各自治会、町内会毎にごみステーションとは別にリサイクルステーションを定め、回収用コンテナや分別表示板を設置するなど、リサイクル協力体制の強化を図る。また、雨天時のビニールシートを配布するなど、資材管理に対して町民の協力が得られるように町も積極的に取り組む。
早島町ごみ減量化推進協議会の設置	町は、各自治会、町内会より推薦された早島町ごみ減量化推進協議会委員の委嘱を行う。委員による容器包装廃棄物の分別収集の啓発及びリサイクルステーションでの指導等体制の強化を図る。
ごみ減量化、資源化協力店制度の推進	現在認定のごみ減量化、資源化協力店により積極的に簡易包装、使い捨て容器の使用自粛を推進していく。

再資源化等推進事業補助制度の推進	各自治会、町内会が回収した資源ごみ（容器包装廃棄物を含む。）に対して奨励金を交付し、ごみの再資源化を推進する。
------------------	---

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、処理施設、処理機具等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

表3 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集する容器包装廃棄物の種類	排出に係る分別区分	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装	スチール缶	金属類
主としてアルミニウム製の容器包装	アルミ缶	
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	雑びん	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	紙類
主として段ボール製の容器包装	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙製容器包装	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の無色透明の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール製食品トレイ（白色トレイ）	白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

表4 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	28 t		28 t		28 t		29 t		29 t	
主としてアルミ製の容器	10 t									
無色のガラス製容器	(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t	
	(引渡 量) 23 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 23 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 23 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 24 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 24 t	(独自 処理 量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 20t		(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t	
	(引渡 量) 20 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 21 t	(独自 処理 量) 0 t						
その他色のガラス製容器	(合計) 10 t									
	(引渡 量) 10 t	(独自 処理 量) 0 t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	24 t									
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 16 t		(合計) 16 t	
	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 15 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 15 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 15 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 16 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 16 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定められた商品に充てんするためのもの	(合計) 5 t									
	(引渡 量) 5 t	(独自 処理 量) 0 t								
主としてプラスチック製の容器包装	(合計)									

であって上記以外のもの	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t
(うち白色トレイ)	(合計)									
	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は本町の第5次総合計画において5年単位で予測している人口推計（令和7年度12,977人、令和12年度13,314人）を元に、標記されていない年度は中間値で推計を行い、次のとおり設定している。

表5 人口変化見込み

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
13,045人	13,113人	13,180人	13,247人	13,314人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
100.52%	100.52%	100.51%	100.51%	100.51%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

表6 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	アルミ	金属類	町の委託業者によ	町民・町

	スチール		る定期収集 一部拠点回収分は、 町直営による定期 収集	選別・貯留
びん	生きびん	びん類	町の委託業者による定期収集	町民・町選別・貯留 (色選別は、民間委託業者)
	雑びん			
紙	紙パック	紙類	町の委託業者による定期収集 一部拠点回収分は、 町直営による定期 収集	町民・町選別・貯留 (段ボールとその他紙製容器包装は町又は民間で貯留)
	段ボール			
	その他紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町の委託業者による定期収集	町民・町選別・貯留 (選別・圧縮は指定法人による)
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	町直営による定期収集	町民・町選別・貯留

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

町の一般廃棄物埋立処分地への町民持込分を含めて、缶、びん、トレイ、紙パック、その他紙製容器包装については、一般廃棄物埋立処分地の施設で選別・保管する。ただし、缶は圧縮、雑びんは色選別、トレイについては減容固化し保管する。

リサイクルステーションから回収する段ボール製容器包装、その他紙製容器包装は、民間処理業者で保管する。

ペットボトルについては、指定法人による広域処理をする。

表7 分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ	金属類	プラスチック コンテナ	パッカー車	一般廃棄物埋立処分地 選別、圧縮、貯留
スチール				

無色ガラス	びん類	プラスチック コンテナ	2 t ダンプ車	一般廃棄物埋立処分地 選別、貯留
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	紙 類	コンテナ及び専用かご	パッカー車	一般廃棄物埋立処分地 梱包、貯留
段ボール	紙 類	折りたたみ 縛る	パッカー車	一般廃棄物埋立処分地 又は民間業者 貯留
その他紙製 容器包装				
ペットボトル	ペットボトル	網ネット	2 t トラック車	指定法人 選別、圧縮、貯留
その他プラ チック製容器 包装	白色トレイ	専用かご	1 t トラック車	一般廃棄物埋立処分地 選別、貯留 トレイは減容固化のう え貯留

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、普及啓発活動を促進するため、早島町ごみ減量化推進協議会の推進体制を強化整備していく。
- 自治会による資源ごみ回収を促進するため、引き続き奨励金の交付、奨励金の見直し、優良自治会登録団体の推薦、リサイクルステーション整備、環境整備事業の補助金の見直し、回収機材の貸与などの支援を行う。
- 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓発を行う。
- 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。